

水 第 6 9 6 号  
令和 3 年 11 月 16 日

漁業協同組合 J F しまね  
代表理事会長 岸 宏 様

島根県知事 丸山 達也  
(農林水産部水産課)

行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号の規定に基づく水産業協同組合法  
第 124 条第 1 項の命令に係る弁明の機会の付与について (通知)

このことについて、行政手続法 (平成 5 年法律第 88 号) 第 30 条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項  
水産業協同組合法 (昭和 23 年法律第 242 号) 第 124 条第 1 項の規定に基づく以下の業務改善命令
  - 令和 3 年 10 月 23 日に貴組合から貴組合支所長に発出した事務連絡「役員推せん委員選出協議会の開催について」 (以下「事務連絡」という。) により新たに推薦委員を選出することは、貴組合同規約第 31 条に反することから、各地区の推せん委員選出協議会に事務連絡により選出した推薦委員を取り下げ、6 月 9 日の役員推薦会議の推薦委員とするよう指示すること。
  - 役員推薦会議は、令和 3 年 6 月 9 日の役員推薦会議の推薦委員により開催すること。
- 2 不利益処分の原因となる事実
  - 推薦委員については、貴組合同規約第 31 条において、「推せん委員の任期は、当該推せん委員の推せんに係る役員の候補者が就任する日までとする」と規定されている。貴組合においては、役員が任期の満了を迎えるにあたり、6 月 9 日に役員推薦会議を開催し役員候補者を決定したが、会長は役員候補者を公告せず総代会に提出しなかったことから、総会の議決を行うことができず、役員が就任しないまま現在に至っている。よって、貴組合同規約第 31 条に基づき、6 月 9 日の役員推薦会議の推薦委員の任期は継続している。それにもかかわらず、貴組合は、令和 3 年 10 月 23 日に理事会を開催し、新しい推薦委員を選出し改選手続を行うことを決定し、同日、事務連絡により新たに推薦委員を選出するよう貴組合支所長に指示した。これは、貴組合同規約第 31 条に反した手続であり、令和 3 年 10 月 27 日及び

11月10日に「役員改選命令の履行について（通知）」でも貴組合に通知していたところ。

3 弁明書の提出先及び提出期限

(1) 提出先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県農林水産部水産課

(2) 提出期限

令和3年11月24日（水）まで（必着）

(3) その他

行政手続法第29条第2項の規定に基づき、弁明書（弁明を記載した書面）の提出に併せて証拠書類等を提出することができます。

なお、証拠書類等を提出する場合は、弁明書の提出期限までに提出して下さい。